

「環境配慮型融資促進利子補給事業」よくある質問と回答  
(Q&A 集 : ver. 2)

<質問項目一覧>

基本的事項

- 1-1. 利子補給金総額はいくらですか。
- 1-2. 利子補給の交付先は誰になりますか。
- 1-3. どのような事業への融資が利子補給の対象となりますか。
- 1-4. 新規融資と継続融資との違いをお教えてください。
- 1-5. 交付規程第3条第1項(1)イにある「シンジケートローン」について、詳細をお教えてください。
- 1-6. 交付規程第3条第1項(1)ウにある「環境配慮型融資を商品化している金融機関」について、詳細をお教えてください。

利子補給

- 2-1. 融資上限額はいくらですか。
- 2-2. 利子補給期間は何年ですか。
- 2-3. 利子補給金の額はどのように計算されますか。
- 2-4. 融資の開始の日より、1年以内の据置期間が認められるとのことですが、据置期間の設定が認められた場合、具体的にはどのような返済となるのでしょうか。
- 2-5. 9月10日、3月10日が概算払日とのことですが、休日の場合はいつ振り込まれるのでしょうか。

申請

- 3-1. いつまでの融資が交付申請の条件になりますか。
- 3-2. 融資計画書等の提出はいつからできますか。
- 3-3. どのような順番で申請案件を審査するのでしょうか。具体的にお教えてください。
- 3-4. 交付規程様式第2別紙1「設備投資事業計画書」について、資金使途欄はどのように記載すればよいですか。
- 3-5. 「設備投資事業計画書」に添付する見積書の写しについて、当該設備に係る仕様等の詳細が確定する前であり、見積書の提出が困難と融資先事業者から相談を受けています。他には、どのような書類が認められるのでしょうか。
- 3-6. 「設備投資事業計画書」の資金使途欄に記載が求められている「中核設備」とはどのようなものですか。

- 3-7. 「中核設備」の詳細な仕様等として、どのような情報を提出すればよいですか。
- 3-8. 「設備投資事業計画書」の費用対効果欄については、どのように計算すればよいでしょうか。
- 3-9. 融資計画書提出前に事前相談ができますか。
- 3-10. 交付規程第3条(1)オの「融資の開始の日」とは具体的にいつの日を指しますか。
- 3-11. 契約金利の上下限に制限はありますか。
- 3-12. 変動金利は対象になりますか。
- 3-13. 分割融資は利子補給対象になりますか。
- 3-14. 複数行でのバイラテラル方式による融資案件は利子補給対象になりますか。
- 3-15. CMS（キャッシュマネジメントシステム。企業グループにおいて、親会社や金融子会社等が、グループ全体の現金や流動資産を一元的に管理し、グループ各社で生じる資金の過不足を調整することで、効率的な資金利用を図るもの。）での融資案件は利子補給対象になりますか。
- 3-16. CMSの場合、誓約範囲を事業所単位にすることはできますか。また、誓約達成の考え方はどのようになるのでしょうか。
- 3-17. 手許資金で支払をした費用を融資額の算定に当たって計上することはできますか。
- 3-18. 再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用する予定の事業に対する融資案件は、利子補給対象になりますか。
- 3-19. 他の補助金との併用は可能ですか。
- 3-20. 信用保証協会による保証付融資について、利子補給を受けることは可能ですか。
- 3-21. グリーン投資減税等との併用はできますか。
- 3-22. 学校法人や医療法人等が行う事業に対する融資案件は、利子補給対象になりますか。
- 3-23. 社会福祉法人やNPO法人が介護福祉施設を運営していることがあります。その団体が地球温暖化対策のための設備投資を行う事業に対する融資案件は、利子補給対象になりますか。
- 3-24. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人が地球温暖化対策のための設備投資に対する融資案件は、利子補給対象になりますか。
- 3-25. 交付申請書等の様式に記載する利子補給期間・利子補給金額をお教えてください。
- 3-26. 交付規程第13条第2項及び第14条第2項では単位期間毎に概算払請求書を提出し、当協会が必要であると認める場合は概算払をすることができるかと記載されています。必要があるとはどのような場合ですか。
- 3-27. 継続融資についても、交付申請書等の提出が必要でしょうか。必要となる場合、交付規程第8条では「融資先事業者との間で金消費貸借契約を締結した後、速やかに」と記載されています。金銭消費貸借契約は締結済みですが、いつまでに交付申請書を提出する必要がありますでしょうか。

## 誓約

- 4-1. 誓約期間は何年ですか。
- 4-2. 誓約する二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量を把握する範囲はどこまでですか。
- 4-3. 誓約はどのように選択すれば良いのですか。

- 4-4. 誓約の基準年度はいつですか。
- 4-5. 誓約書について、書式がありませんが、指定金融機関で作成してよいでしょうか。
- 4-6. 融資計画書及び事業効果報告書提出時の二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の現況及びその算出根拠に係る資料（融資先事業者の代表者氏名の記載及び押印のあるもの）の提出についての指定はありますか。
- 4-7. 誓約期間中の二酸化炭素排出量の算定に当たり、二酸化炭素排出係数は固定するのでしょうか。
- 4-8. 誓約期間内は、協会から事業状況報告書の提出依頼があるのでしょうか。
- 4-9. 事業所単位で誓約する場合、当該事業所を新設ビル・工場のみで申請することはできますか。
- 4-10. 同一敷地内に複数の建物があり、その敷地内において新設ビル・工場を建設する場合、当該建物を含め、誓約範囲として事業所単位を選択することはできますか。
- 4-11. 原単位の削減で誓約をした場合、原単位を2つ設定してもよろしいでしょうか。なお、省エネ法の原単位も2つ記載しています。
- 4-12. 原単位を2つ設定した場合、誓約達成の考え方はどのようになるのでしょうか。
- 4-13. 誓約期間の1年目に誓約が達成され事業効果報告書を提出し、承認通知書をいただいた場合は、2年目以降は事業状況報告書する必要はないのでしょうか。

#### 二酸化炭素排出量の削減の取組状況等の確認

- 5-1. 資金使途及び工事完了の確認はどのようにすればいいですか。

#### 交付決定の取消

- 6-1. どのような場合に交付決定が取り消されるのでしょうか。
- 6-2. 交付規程第19条1項(4)にある「その他利子補給金の交付の決定後生じた事情の変更」に関し、具体例をお教えてください。また、カッコ内の規定に関し、指定金融機関の責めに帰すべき事情による場合はどのような扱いになりますか。
- 6-3. 交付規程第19条1項(5)の「やむを得ない特段の事情」について具体例をお教えてください。
- 6-4. 交付規程第20条1項にある、誓約内容の未達成割合に応じて利子補給金の返還を行う場合、その返還金額はどのように算出されるのでしょうか。

#### その他

- 7-1. 交付規程第15条の融資条件等変更承認申請書を提出しなければならないときとは、どのようなときですか。
- 7-2. 交付規程第21条2項の「指定金融機関は、区分した経理・・・その他の関係書類を誓約に係る期間の終了日から5年を経過するまでの間保管しなければならない。」とはどのようなことですか。
- 7-3. 交付規程第3条1項(1)クについて、一体性・一貫性の有無はどのように判断すればよいでしょうか。
- 7-4. 金銭消費貸借契約前に工事が完了した案件は申請できるのでしょうか。

- 7-5. 方針決定通知後、融資計画書申請時点より利子補給額が減額になる変更（実行日が後日になる、利率低下など）は認められますか。
- 7-6. 利子補給期間の金利の固定化が条件とされています。利子補給期間終了後に、融資期間の短縮もしくは金利を変動に変更するなどの融資商品は利用可能でしょうか。この場合金銭消費貸借契約書の利子補給期間中の金利は出来上がり金利で記載されていることを前提としています。
- 7-7. 過去、協会に造成された環境配慮型融資に係る基金、又は環境省が実施していた類似の利子補給事業により利子補給金を受けており、既に誓約を達成している事業者への融資は対象になりますか。
- 7-8. 一指定金融機関につき、複数の利子補給金の振り込み先口座を指定することはできますか。
- 7-9. 金銭消費貸借契約書への貸付利率の記載ですが、例えば 1.5%の融資契約利率で 1%が利子補給率になる場合、1%ではなく 1.5%と融資契約利率を記載するかたちでよろしいでしょうか。
- 7-10. 利子補給期間中に、融資先事業者が合併や M&A、会社分割等、事業再編を行った場合はどうなりますか。
- 7-11. 交付規程第 22 条 1 項の「利子補給金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、指定金融機関に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。」について、協会においてどのような場合に調査等が行われるのか教えてください。
- 7-12. 金銭消費貸借契約書上に、貸付利率を記載する欄がないのですが、どのようにしたらよいでしょうか。
- 7-13. 新規融資に係る指定金融機関への応募を検討しています。この場合、いつまでに応募すればよろしいでしょうか。
- 7-14. 新規融資に係る指定金融機関に求められる対応等は困難なことから、新規融資に係る指定金融機関の応募は見送る予定です。この場合、継続案件について、利子補給金の交付を受けるためには、今年度も指定金融機関の申請をする必要がありますでしょうか。
- 7-15. 新規融資については、交付規程第 3 条 1 項（1）カにおいて、平成 29 年 3 月 31 日までに工事が完了することが要件とされていますが、工事が期間を越えた場合はどのようになりますでしょうか。
- 7-16. 環境格付融資の商品化を検討しています。参考になる資料はありますか。

本 Q&A 集は、公益財団法人 日本環境協会（以下「当協会」という。）が作成・開示した環境配慮型融資促進利子補給金交付規程（以下「交付規程」という。）に規定されている手続き等に関し、金融機関からよく頂く質問を整理・想定し、回答を記載したものです。よって、今後、事業を運用していく中で、質問項目の追加や回答内容の改定等を行うことがあります。その際は、都度、指定金融機関に連絡をしますので、変更箇所をよく確認してください。

なお、環境省の平成 27 年度事業において「環境リスク調査融資促進利子補給事業」（執行団体：一般社団法人 環境パートナーシップ会議）が実施されています。この事業は、政策目的等が異なる別事業であり、運用方法等が異なる点がありますので、ご了承ください。

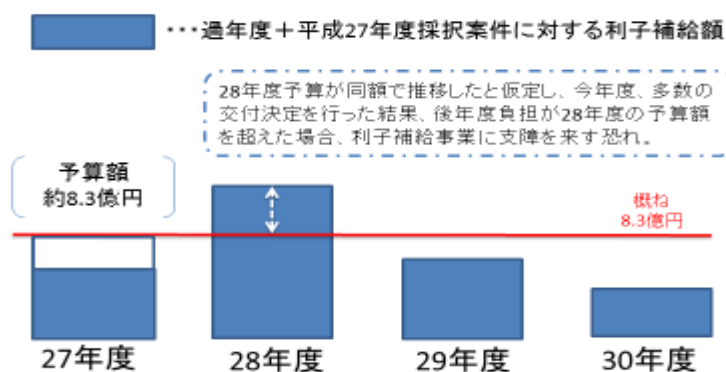
## 基本的事項

### 1-1. 利子補給金総額はいくらですか。

#### 【答】

平成 27 年度は、約 8 億 3000 万円（過年度に採択された案件（以下「継続融資」という。）に係る利子補給金約 6 億 2000 万円を含む。）です。なお、予算の範囲内において交付するものですので、今年度の利子補給金総額を超える申請が見込まれる場合等、状況によって、今年度の途中で募集を終了することがあります。

また、本 Q&A 集 2-2 に記載のとおり、利子補給金の交付は、毎年度の予算措置を前提として、最大 3 年間（一部の継続融資を除く）、利子補給が行われますが、今年度に予算措置された利子補給金総額（約 8 億 3000 万円）は、今年度に必要な利子補給金の交付を行うための予算であり、平成 28 年度以降に交付する利子補給金（以下「後年度負担」という。）については、各年度の予算措置が前提となります。よって、今年度、多数の交付決定を行った結果、例えば、後年度負担が平成 28 年度の予算額を超え、利子補給事業の実施に支障を来す事態等（以下例ご参照）が発生することも想定されます。そのような事態を避けるため、平成 28 年度の予算措置の状況等により、今年度の途中で募集を終了することがあります。



1-2. 利子補給の交付先は誰になりますか。

【答】

本事業では指定金融機関が利子補給の交付先となります。このため、融資先事業者に帰責される事由により交付取消しとなった場合であっても、交付した利子補給金の返還義務は、指定金融機関が負うこととなります。

1-3. どのような事業への融資が利子補給の対象となりますか。

【答】

地球温暖化対策のための設備投資に対する融資が対象です。よって、二酸化炭素吸収源対策への融資は対象外となります。また、新規融資に関しては、指定金融機関が、交付規程別紙1に定める環境配慮型融資を行うこと、シンジケートローンの幹事行となり他の金融機関に対して環境配慮型融資に係る知見の提供等を行うこと等が必要です（詳細は、交付規程第3条ご参照）。

1-4. 新規融資と継続融資との違いをお教えてください。

【答】

新規融資は、交付規程第3条第1項（1）に掲げる要件の全てを満たす融資となります。

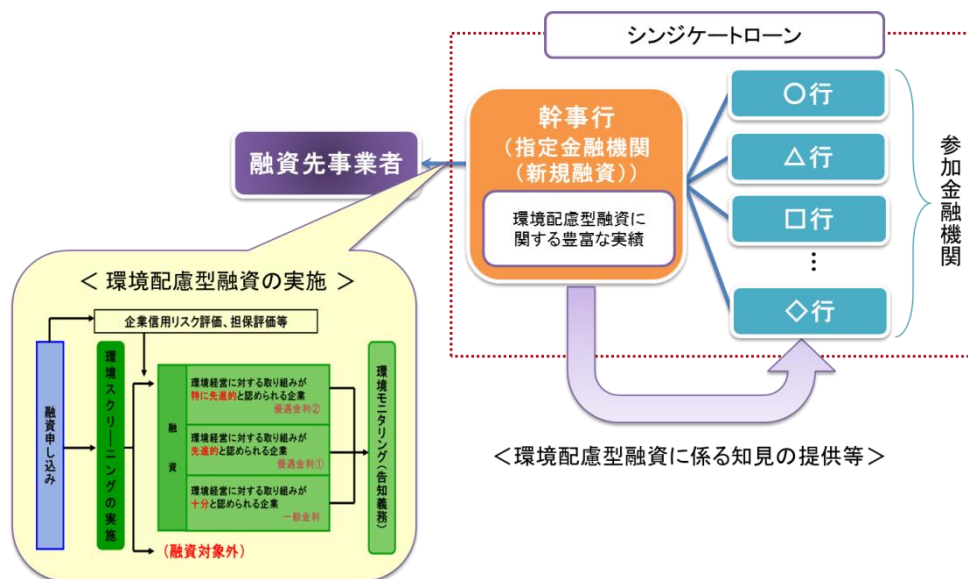
継続融資は、以下の事業の対象として、平成26年度に利子補給金の交付を受けた融資となります。

- ・環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱（平成21年3月3日付け環政経発第090303003号）に基づく利子補給事業【環境省が利子補給金を交付】
- ・環境金融拡大利子補給事業費補助金（環境配慮型融資促進利子補給基金）交付要綱（平成25年4月23日付け環政経発第1304233号）に基づく環境配慮型融資促進利子補給金交付事業【当協会が利子補給金を交付】

1-5. 交付規程第3条第1項（1）イにある「シンジケートローン」について、詳細をお教えてください。

【答】

当協会から新規融資に係る指定金融機関として採択された金融機関（以下「指定金融機関（新規融資）」という。）が幹事となり、他の金融機関と協調して一つの融資契約書に基づくシンジケートローンであって、当該シンジケートローンに参加する他の金融機関（以下「参加金融機関」という。）に対し、幹事となる指定金融機関（新規融資）が環境配慮型融資に係る知見の提供等を行う融資が利子補給対象となります。



また、シンジケートローンにおける融資額が、融資上限額（30 億円）の範囲内であり、そのうち、幹事となる指定金融機関（新規融資）及び環境配慮型融資を商品化している参加金融機関で構成される部分については対象とします。

加えて、アレンジャー行（シンジケートローン組成幹事行）とエージェント行（事務取りまとめ行）が、原則として、同一の指定金融機関（新規融資）であり、当該指定金融機関（新規融資）が融資先事業者に対し環境配慮型融資を行うことを条件とします。

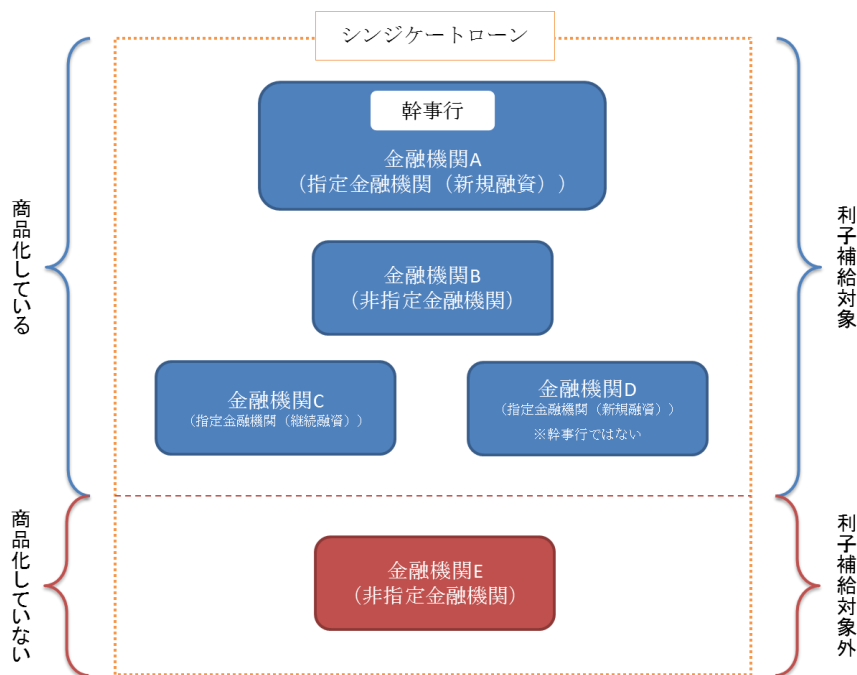
利子補給金の交付は、原則として、エージェント行に対して行うこと（名宛人はエージェント行のみ。）とします。また、利子補給金を他の金融機関（環境配慮型融資を商品化している参加金融機関）に適切に分配してください。

1-6. 交付規程第3条第1項（1）ウにある「環境配慮型融資を商品化している金融機関」について、詳細をお教えてください。

【答】

交付規程第3条第1項（1）ウの「環境配慮型融資」は、交付要綱第2条第一号に定める環境配慮型融資（金融機関が、融資を受けようとする者の環境配慮の取組を複数の項目により審査・評価し、その評価結果によって金利を変動する融資）を指しており、交付規程別紙1に定める環境配慮型融資の水準を求めるものではありません。

また、「商品化している金融機関」とは、交付要綱第2条第一号に掲げる金融機関であって、交付申請時時点において、事業者が当該環境配慮型融資を利用できる状態にある金融機関に限ります。よって、「商品化」の条件を満たしていれば、継続融資に限って採択された指定金融機関（以下「指定金融機関（継続融資）」という。）や、幹事とならない指定金融機関（新規融資）も、利子補給金の対象となる融資上限額に含めることができます。



## 利子補給

2-1. 融資上限額はいくらですか。

【答】

30 億円です。なお、融資上限額に算入できる範囲は、本 Q&A 集 1-5 をご参照ください。

2-2. 利子補給期間は何年ですか。

【答】

利子補給期間は、環境配慮型融資促進利子補給事業実施要領（平成 27 年 4 月 1 日付け環政経発第 1504014 号）第 3（1）の規定に基づき、毎年度の予算措置を前提として、当該融資の開始の日から起算して 3 年を経過するまでの間（ただし、融資期間を超えないものとする。）となります。

ただし、今年度に予算措置された利子補給金総額は、今年度に必要な利子補給金の交付を行うための予算であることから、本予算は、平成 27 年度分となります。

2-3. 利子補給金の額はどのように計算されますか。

【答】

利子補給金の額は、交付規程第 5 条に基づいて計算いたします。なお、貸付残高に利子補給率を乗じた後は、小数点以下を切り捨てます。

2-4. 融資の開始の日より、1 年以内の据置期間が認められるとのことですが、据置期間の設定が認められた場合、具体的にはどのような返済となるのでしょうか。

【答】

1 年間の据置期間が設定された場合、融資の開始の日から 1 年を経過した後に最初に迎える単位期間の末日から、元金の返済を開始していただきます。



7月11日から同年9月10日までの期間に開始された融資に係る第1回目の単位期間を9月10日までとした場合は第1回目及び第2回目について、3月10日までとした場合は第1回のみ、元金の償還を行わなくてもよいということになります。

具体例は、巻末別紙1のとおりです。

2-5. 9月10日、3月10日が概算払日とのことですが、休日の場合はいつ振り込まれるのでしょうか。

【答】

例外として、前営業日又は翌営業日を選択していただき、その選択した日に当該日までの利子補給支払額が振り込まれます。

前営業日又は翌営業日の選択については、指定金融機関ごとに、どちらかに統一してください。

## 申請

3-1. いつまでの融資が交付申請の条件になりますか。

【答】

原則として、平成28年1月25日までに、融資の開始の日が設定されているものが対象になり、融資の開始の日を設定する融資であって、第1回目の単位期間を3月10日までとする案件となります。

3-2. 融資計画書等の提出はいつからできますか。

【答】

指定金融機関の公募に際し、金融機関から提出された応募申請書を当協会で審査し、採択通知書を送付します。その後、当協会と金融機関との間で協定書が締結された後に融資計画書等を提出できることとなります。

融資計画書は、指定金融機関が融資先事業者と金銭消費貸借契約書を締結する日の2ヶ月前から10営業日前まで提出ができます。

なお、金銭消費貸借契約の契約日が融資計画書に記載されている予定日より遅れる場合や、当初の見込みより利子補給金額が変わる場合などの際には、判明した時点で必ず当協会にご連絡をください。また、予定日より1ヶ月以上遅れる場合などは、方針決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

3-3. どのような順番で申請案件を審査するのでしょうか。具体的にお教えてください。

【答】

融資計画書及びその添付書類（以下「融資計画書等」という。）の受理順で審査をします。なお、受理順としていますが、融資計画書等の不足及び不備がある場合は他の指定金融機関より先に提出されていても受理をいたしません。ご提出前に必ず不足や不備等がないかのご確認をお願いいたします。また、交付規程に規定した書類に加え、提出書類の一覧表もご提出ください。

<融資計画書 添付書類>

- ① 設備投資事業計画書（交付規程様式第2別紙1）
- ② 利子補給金交付請求予定一覧表（交付規程様式第2別紙2）
- ③ 融資先事業者の会社概要
- ④ 二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の現況  
（交付規程 第4条第3項に規定する誓約達成の基準となる年度の二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量をいう。）及びその算出根拠に係る資料（融資先事業者の代表者氏名の記載及び押印のあるもの）
- ⑤ シンジケートローンに参加する他の金融機関の一覧（巻末別紙2ご参考）及び当該金融機関において環境配慮型融資を商品化していることを示す書類（パンフレットやHP等のコピーでも可）
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、当協会が必要と認める書類
- ⑦ 提出書類の一覧表

3-4. 交付規程様式第2別紙1「設備投資事業計画書」について、資金使途欄はどのように記載すればよいですか。

【答】

利子補給の対象となる融資の資金が、地球温暖化対策のための設備投資に適切に使用されることを本欄の記載内容等から確認するため、工事地点や工事期間、設備の名称及び費用（複数ある場合は、設備ごとに記載すること。）、当該設備がどのように二酸化炭素排出量の削減に寄与するか（必要に応じ、当該設備のパンフレット等概要が分かるものを別添すること。）等を記載し、加えて、当該設備に対する工事請負業者等からの見積書の写しをご提出ください。なお、様式に収まらない場合は、巻末別紙3を参考に、別添資料を作成してください。

また、上記の見積書が複数の設備等をまとめた一式となっている場合であっても、別添資料等から二酸化炭素排出量等の削減効果を確認できる場合は、当該見積書の明細等は不要とします。

3-5. 「設備投資事業計画書」に添付する見積書の写しについて、当該設備に係る仕様等の詳細が確定する前であり、見積書の提出が困難と融資先事業者から相談を受けています。他に、どのような書類が認められるのでしょうか。

【答】

資金使途証明書など、指定金融機関の融資審査の際に、資金使途の確認のために用いた書類をご提出ください（融資計画書の提出時に当該書類の提出が困難な場合は、交付申請時での提出も可とします。）。また、後日、見積書の写しをご提出ください。ただし、見積書の写しを当協会にて確認した結果、不備が認められる場合は、交付決定の取消を行うことがあります。

3-6. 「設備投資事業計画書」の資金使途欄に記載が求められている「中核設備」とはどのようなものですか。

【答】

利子補給を受けた融資により導入される設備等のうち、CO<sub>2</sub>削減効果が大きい設備等を指します。本事業は、事業者又は事業所単位でのCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るため、融資先事業者によるCO<sub>2</sub>削減効果の「誓約」を求めており、その達成状況によって、本事業の効果等を評価・検証することとしています。本事業によって導入される設備等の直接的なCO<sub>2</sub>削減効果についても評価・検証ができるよう、中核設備に係る詳細な仕様等の情報の提出を求めることとしています。

ただし、融資金の資金使途が多数の設備・場所に及ぶこと等も想定されるため、指定金融機関及び融資先事業者の事務負担を考慮し、主な中核設備（CO<sub>2</sub>削減効果が大きいと想定される主要な設備等を3つ程度（設備毎のCO<sub>2</sub>削減効果の比較が困難な場合は、設備費等の金額を基準とすることも可）を報告対象とすることとします。

なお、報告対象となる中核設備の例としては、以下が想定されます。

	中核設備	
	分類	該当例
空調	エアコン	・店舗・オフィス用エアコン ・設備用エアコン ・ビル用マルチエアコン
	ヒートポンプ	・ガスヒートポンプ ・高温水ヒートポンプ ・循環加温ヒートポンプ ・熱風ヒートポンプ ・蒸気発生ヒートポンプ
熱源	冷温水器・冷凍機	・吸収式冷温水機 ・吸収式冷凍機 ・空気冷媒方式冷凍機 ・自然冷媒冷凍機 ・ターボ冷凍機 ・スクリュウ冷凍機 ・吸着式冷凍機 ・業務用冷凍冷蔵庫
	ボイラ	・温水ボイラ ・蒸気ボイラ
	給湯器	・潜熱回収型給湯器 ・自然冷媒ヒートポンプ給湯機
	加温・乾燥設備	・工業用乾燥機 ・熱処理炉・工業炉 ・リジエネレイティブバーナ
	チラー	・空冷ヒートポンプチラー ・水冷ヒートポンプチラー
動力	コンプレッサー	－
	ポンプ	－
	ファン	－
その他	モータ	・誘導モータ ・永久磁石同期モータ
	照明	・LED照明器具
	コージェネレーション設備	－
	建機	・油圧ショベル（内燃機関型、ハイブリッド型、電動型）
	圧延・裁断機	・ギロチン
	電池	・蓄電池 ・燃料電池

3-7. 「中核設備」の詳細な仕様等として、どのような情報を提出すればよいですか。

【答】

「中核設備」の詳細な仕様等としては、設備の名称や型式・型番、メーカー名、台数等を想定しており、具体的には、巻末別紙4を参考に、可能な範囲で、情報を提出してください。なお、CO<sub>2</sub>削減効果の考え方については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）を参考としてください。また、CO<sub>2</sub>削減効果の算定にあたって、ハード対策事業計算ファイルを使用した場合は、エクセルファイルの各シートのアウトプット等も合わせてご提出ください。

○地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>、ハード対策事業計算ファイル

[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html)

3-8. 「設備投資事業計画書」の費用対効果欄については、どのように計算すればよいでしょうか。

【答】

費用対効果は、利子補給金の交付を受けた融資の融資先事業者がエネルギー起源二酸化炭素を削減するためにどの程度費用を必要としているのかを表す指標であり、下記の計算式を用いて算出してください。

<費用対効果（エネルギー起源二酸化炭素排出削減コスト）を求める計算式>

二酸化炭素削減コスト[○円/tCO<sub>2</sub> or ○%]=

利子補給対象の設備投資に係る総事業費 [円] ÷ 誓約に係る二酸化炭素削減効果 ※1

※1 「設備投資事業計画書」に記載する「CO<sub>2</sub>排出量の推移計画」のうち、誓約基準年度と誓約達成年度（計画年度）との比較による、CO<sub>2</sub>排出量の削減量（tCO<sub>2</sub>）又はCO<sub>2</sub>排出原単位の削減率（%）を使用してください。

3-9. 融資計画書提出前に事前相談ができますか。

【答】

事前相談を受け付けます。指定金融機関で申請条件等が判断できない場合や申請書の書き方及び提出書類の確認等についてご相談ください。また、個別案件に係る事前相談については、総合的に判断するので詳細な情報の提供をお願い致します。

ただし、融資計画書等の受理順に審査を行いますので、事前相談をもって審査を開始するものではありません。

3-10. 交付規程第3条(1)才の「融資の開始の日」とは具体的にいつの日を指しますか。

【答】

指定金融機関から融資先事業者に貸付金が入金される日です。

3-11. 契約金利の上下限に制限はありますか。

【答】

上下限は設けておりませんが、本事業の適用が行われない場合と同条件としてください。利子補給を理由として、通常よりも金利を高く設定することはできません。

3-12. 変動金利は対象になりますか。

【答】

固定金利のみとし、利子補給期間中に金利が変動する融資は対象外となります。

3-13. 分割融資は利子補給対象になりますか。

【答】

対象となりません。

3-14. 複数行でのバイラテラル方式による融資案件は利子補給対象になりますか。

【答】

二酸化炭素排出量等の削減効果のダブルカウントを避けるため等の理由により、融資先事業者における同一の事業に対して、複数の交付決定は行いません。融資先事業者における同一の事業に対し、複数の指定金融機関が交付申請した場合は、先着順とします。

3-15. CMS（キャッシュマネジメントシステム。企業グループにおいて、親会社や金融子会社等が、グループ全体の現金や流動資産を一元的に管理し、グループ各社で生じる資金の過不足を調整することで、効率的な資金利用を図るもの。）での融資案件は利子補給対象になりますか。

【答】

以下の条件を全て満たす場合には、CMSを利子補給対象とします。

<条件>

- (1) 資金供給者から設備投資主体への資金の流れを明確にするための証明書類を提出すること。
- (2) 少なくとも資金供給者及び設備投資主体の両者を対象とした環境格付を行うこと（それ以外の主体が含まれても可。）。
- (3) 二酸化炭素排出削減について、少なくとも資金供給者及び設備投資主体の両者を含み、かつ以下4要件を満たした上で誓約をすること。
  - ① 資金供給者及び設備投資主体の二酸化炭素排出量を個別に算出している。
  - ② 誓約期間を通じて算定範囲が固定され、一貫した二酸化炭素排出量の管理がなされる。
  - ③ 融資対象設備が二酸化炭素排出量の削減に寄与する。
  - ④ 資金供給者と設備投資主体との間に事業関連性がある。

3-16. CMSの場合、誓約範囲を事業所単位にすることはできますか。また、誓約達成の考え方はどのようになるのでしょうか。

【答】

以下の通りとします。

- ・資金供給者の誓約範囲は、事業者単位としてください。設備投資主体については、事業者単位、事業所単位のどちらでも誓約範囲とすることができるものとします。

- ・誓約達成の考え方については、以下の2通りのうち、どちらかを選択してください。
  - ① 資金供給者、設備投資主体ごとに誓約をし、それぞれが誓約を達成した場合に、全体としての誓約を達成したものとする考え方
  - ② 資金供給者及び設備投資主体における二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量を合成し、その改善／削減によって、誓約の達成を判断する考え方
- ・ただし、上記の②を選択した場合、資金供給者及び設備投資主体は、二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量のどちらかの誓約内容に統一してください。また、二酸化炭素排出原単位に統一した場合は、本 Q&A 集 4-12 の考え方に準じて達成を判断するものとします（具体例は、以下を参照。）。二酸化炭素排出量に統一した場合は、両者の排出量を単純合計し、その削減率で達成を判断するものとします。

○ 設備投資主体が事業所単位を選択し、二酸化炭素排出原単位 5%改善での誓約に統一した場合の例

番号	事業者	事業者ごとの CO <sub>2</sub> 排出量原単位等の計算						
		CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )  ①	①の 構成割合 (%)  ②	CO <sub>2</sub> 排出量 原単位分母  ③	CO <sub>2</sub> 排出量 原単位  ④=①/③	基準年度の CO <sub>2</sub> 排出量 原単位  ⑤	CO <sub>2</sub> 排出量 原単位の対 基準年度比 (%)  ⑥=④/⑤ ×100	CO <sub>2</sub> 排出量 原単位の対 基準年度比 の寄与度 (%)  ⑦=⑥× ②/100
1	A社 (資金供給者)	9,500	95	95 販売数量 [単位: t]	100	103	97.1	① 92.2
2	B社のb事業所 (設備投資主体)	500	5	50 延床面積 [単位: m <sup>2</sup> ]	10	30	33.3	② 1.7
事業者全体		⑧ (合計) 10,000	100	/	/	/	⑧=①+② 93.9	改善率= 100%-⑧ 6.1%

⇒ 改善率が基準年度比で5%を超えているため、達成。

3-17. 手許資金で支払をした費用を融資額の算定に当たって計上することはできますか。

【答】

本事業では、利子補給金の交付によって、地球温暖化対策のための設備投資を促進するという事業目的等の観点から、手許資金で支払をした費用を融資額の算定に当たって計上することは認められません。

3-18. 再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用する予定の事業に対する融資案件は、利子補給対象になりますか。

【答】

利子補給により、融資先事業者における二酸化炭素排出量の削減を促進するという観点から、発電した電気をすべて系統に送電する配線にする場合（発電量全量を売電対象とする場合）は利子補給対象外となります。それ以外（余剰売電の場合）は、対象となります。

### 3-19. 他の補助金との併用は可能ですか。

#### 【答】

本事業においては、二酸化炭素排出量等の削減効果のダブルカウントを避けるため等の理由により、以下の通り、他の補助金との併用を認めておりませんが、他の補助金において、その補助目的や性質上併用を認める制度もありますので、当協会まで個別にご相談ください。

- ・同一設備投資への、国の他の補助金の併用は不可（異なる設備投資への、省エネ・二酸化炭素削減目的以外の国の他の補助金の併用は可能）
- ・都道府県、市町村による補助金は併用可（原資が国からの補助金の場合は併用不可）

### 3-20. 信用保証協会による保証付融資について、利子補給を受けることは可能ですか。

#### 【答】

信用保証協会による保証付融資も、利子補給の対象となりますが、例えば、融資先事業者における返済が困難になり、信用保証協会から代位弁済を受ける場合等であっても、交付規程第19条1項（5）の取消事由に該当し、利子補給金の返還を命じる可能性があります。また、融資金の資金使途は、地球温暖化対策に係る設備投資に限られ、信用保証料等に充てることはできませんので、ご注意ください。

### 3-21. グリーン投資減税等との併用はできますか。

#### 【答】

本事業においては、グリーン投資減税や生産性向上設備投資促進税制等、税制措置との併用を排除していませんが、各税制措置において補助事業等との併用が可能か否かについては、当該税制措置の所管省庁等にご確認ください。

### 3-22. 学校法人や医療法人等が行う事業に対する融資案件は、利子補給対象になりますか。

#### 【答】

本事業では民間事業者が行う事業を対象としております。よって、融資先事業者が民間事業者であれば対象となります。（学校法人及び医療法人である場合は、国公立は対象外となります。）

### 3-23. 社会福祉法人やNPO法人が介護福祉施設を運営していることがあります。その団体が地球温暖化対策のための設備投資を行う事業に対する融資案件は、利子補給対象になりますか。

#### 【答】

対象となります。予め融資計画書提出前に団体の種類（社会福祉法人或いはNPO法人等）を当協会にご連絡ください。

3-24. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人が地球温暖化対策のための設備投資に対する融資案件は、利子補給対象になりますか。

【答】

対象となります。予め融資計画書提出前に団体の種類（一般社団法人等）を当協会にご連絡ください。

3-25. 交付申請書等の様式に記載する利子補給期間・利子補給金額をお教えてください。

【答】

利子補給期間は、融資の開始日から平成28年3月10日までとし、利子補給金額は、今年度に単位期間を2回迎える場合は2単位期間の合計、単位期間が1回の場合は当該金額としてください。

3-26. 交付規程第13条2項及び第14条2項では単位期間毎に概算払請求書を提出し、協会が必要であると認める場合は概算払をすることができると記載されています。必要があるとはどのような場合ですか。

【答】

融資返済日の後に利子補給金を指定金融機関に支払う場合、融資先事業者にとっては一時的ではあるものの利子補給金相当分の金利を自己負担することになるケースが想定されること等から、本事業においては、原則として、概算払いによる手続きを行っていただくことを想定しています。指定金融機関においては、単位期間の平成27年8月20日（木）及び平成28年2月19日（金）までに概算払請求書（交付規程様式第10）等の提出をお願いします。

3-27. 継続融資についても、交付申請書等の提出が必要でしょうか。必要となる場合、交付規程第8条では「融資先事業者との間で金消費貸借契約を締結した後、速やかに」と記載されています。金銭消費貸借契約は締結済みですが、いつまでに交付申請書を提出する必要がありますでしょうか。

【答】

継続融資については、交付規程附則第2項に基づき、指定金融機関は、平成27年6月末までに今年度分の利子補給金について交付申請書（様式第4）に加え、利子補給金交付請求予定一覧表（様式第4別紙1）についてもご提出をお願いいたします。

## 誓約

4-1. 誓約期間は何年ですか。

【答】

誓約期間は、融資の開始の日の属する誓約単位年度（原則として、4月1日から翌年3月31日まで）又はその翌誓約単位年度から起算して3年度又は5年度の間とします。



4-2. 誓約する二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量を把握する範囲はどこまでですか。

【答】

事業者単位と事業所単位が選択できます。事業者単位とは、法人格の範囲を指し、事業所単位とは、融資の対象となる設備が設置されている事業所を指します。なお、事業所単位を選択する際には、以下の点にご注意ください。

- ・同一敷地内に A・B・C の 3 工場と D の事務所がある場合は、A～D の全ての建物が対象となります。
- ・異なる敷地 A・B に、それぞれ a・b 工場がある場合は、a 工場、b 工場をまとめて、事業所単位として設定することも可能とします。(なお、事業者単位を選択することも可能です。)
- ・なお、上記のどちらの場合であっても、誓約期間を通じて算定範囲を固定し、一貫した二酸化炭素排出量の管理を行ってください。

4-3. 誓約はどのように選択すれば良いのですか。

【答】

融資計画書の提出までに下記①～④の中から 1 つ選択し、さらに事業者単位又は事業所単位を選択し、交付規程様式第 2 別紙 1 にご記入ください。

- ① 誓約単位年度 3 年度の間、二酸化炭素排出原単位（排出する二酸化炭素総排出量を生産数量又はその代替値（売上高等）で除した数値をいう。以下同じ。）を 3 % 以上改善すること。
- ② 誓約単位年度 3 年度の間、二酸化炭素排出量を 3 % 以上削減すること。
- ③ 誓約単位年度 5 年度の間、二酸化炭素排出原単位を 5 % 以上改善すること。
- ④ 誓約単位年度 5 年度の間、二酸化炭素排出量を 5 % 以上削減すること。

4-4. 誓約の基準年度はいつですか。

【答】

二酸化炭素排出削減に係る基準年度については、原則として平成 26 年度の排出量のデータを使用してください。

ただし、平成 26 年度の排出量データが算出されていない等により使用できない場合のみ、平成 25 年度のデータを利用することも可能です。

4-5. 誓約書について、書式がありませんが、指定金融機関で作成してよいでしょうか。

【答】

本事業では、融資先事業者が指定金融機関に対して誓約をしていただくため、書式は特に定められていません。ただし、書式において、誓約期間（3 年度又は 5 年度）、二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量、事業者単位又は事業所単位のどちらを選択したかが確認できるようにしてください。

4-6. 融資計画書及び事業効果報告書提出時の二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の現況及びその算出根拠に係る資料（融資先事業者の代表者氏名の記載及び押印のあるもの）の提出についての指定はありますか。

【答】

原則として巻末別紙5のとおりです。

なお、上記の算出根拠に係る資料については、融資計画書を提出する時、また二酸化炭素排出量削減の誓約を達成した際の事業効果報告書を提出する時の2回、併せて提出していただきます。（毎年度の事業状況報告書の提出の際には、算出根拠に係る資料の提出は不要です。）

4-7. 誓約期間中の二酸化炭素排出量の算定に当たり、二酸化炭素排出係数は固定するのですか。

【答】

算定に使用する二酸化炭素排出係数は原則として以下の①とします。ただし、従来より固定係数で二酸化炭素排出量を算出している等の理由がある場合は②を選択することも可能です。どちらを選択したかは、事業計画書（交付規程様式第2別紙1）にご記入ください。

いずれを採用した場合にも、誓約を達成するまでは、最初に選択した算定方法を途中で変更することは原則として認められません。

① 省エネ法又は温対法に基づく各企業算定値（最新の排出係数を反映したもの）

② 排出係数を基準年度から固定した各企業算定値

4-8. 誓約期間内は、協会から事業状況報告書の提出依頼があるのでしょうか。

【答】

当協会から依頼文書は送付いたしません。指定金融機関で管理している交付決定通知書等に記載されている提出日までに事業状況報告書（交付規程様式第14）を提出してください。

なお、本事業は平成28年3月31日には事業が終了をいたしますので継続融資に係る事業状況報告書の提出については期日厳守でお願いします。万一、事業状況報告書の提出が遅れる場合は、提出いただける日にちを必ず書面（事務連絡等で可）にてご連絡ください。なお、年度を越える提出はできませんのでご注意ください。

4-9. 事業所単位で誓約する場合、当該事業所を新設ビル・工場のみで申請することはできますか。

【答】

本事業では、過去の二酸化炭素排出量等の実績から誓約基準年度を設定するため、新設ビル・工場のみを事業所単位として誓約することはできません。事業者単位で誓約してください。

4-10. 同一敷地内に複数の建物があり、その敷地内において新設ビル・工場を建設する場合、当該建物を含め、誓約範囲として事業所単位を選択することはできますか。

【答】

同一敷地内で一貫した二酸化炭素排出量の管理が行われる場合は選択できます。

4-11. 原単位の削減で誓約をした場合、原単位を2つ設定してもよろしいでしょうか。なお、省エネ法の原単位も2つ記載しています。

【答】

省エネ法で認められている場合、又は事業者の業務において、その内容や性質等が異なるものがあり、原単位をそれぞれ設定することが合理的である場合は選択できます。

(例) 小売業：営業時間で除した数値／本社（管理部門）：延床面積で除した数値

4-12. 原単位を2つ設定した場合、誓約達成の考え方はどのようになるのでしょうか。

【答】

省エネ法に基づく定期報告書での考え方に準拠し、以下の通りとします。

- 各事業分類ごとのCO<sub>2</sub>排出量の構成割合…⑧を算出。

$$\text{⑧} = \text{④} / \text{③} \times 100$$

- 各事業分類ごとにCO<sub>2</sub>排出量原単位…④及び同原単位の対基準年度比…⑤を算出。

$$\text{④} = \text{①} / \text{②} \quad \text{⑤} = \text{④} / \text{⑥} \times 100$$

- 各事業分類ごとに、「CO<sub>2</sub>排出量の構成割合」と「原単位の対基準年度比」を掛け、各事業分類ごとの原単位の対基準年度比の寄与度…⑦を算出。

$$\text{⑦} = \text{⑧} \times \text{⑤} / 100$$

- 各事業分類ごとの寄与度を合計して「原単位の対基準年度比の寄与度の合計値」…⑨を求め、事業者全体の原単位の対基準年度比とする。

$$\text{⑨} = \text{⑦} + \text{⑧}$$

- 基準年度（100%）と「原単位の対基準年度比の寄与度の合計値」を比較し、3カ年3%（又は5カ年5%）改善された場合、達成と見なす。

$$\text{改善率} = 100\% - \text{⑨}$$

○ 基準年度（平成26年度）、誓約期間（平成27年度より5カ年5%）と仮定した場合の例

番号	事業者	事業分類ごとのCO <sub>2</sub> 排出量原単位等の計算						
		CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> ) ①	①の 構成割合 (%) ②	CO <sub>2</sub> 排出量 原単位分母 ③	CO <sub>2</sub> 排出量 原単位 ④=①/③	基準年度の CO <sub>2</sub> 排出量 原単位 ⑤	CO <sub>2</sub> 排出量 原単位の対 基準年度比 (%) ⑥=④/⑤ ×100	CO <sub>2</sub> 排出量 原単位の対 基準年度比 の寄与度 (%) ⑦=②× ⑥/100
1	〇〇販売業	9,500	95	95 販売数量 [単位：t]	100	103	97.1	① 92.2
2	主に管理事務を 行う本社等	500	5	50 延床面積 [単位：㎡]	10	30	33.3	② 1.7
事業者全体		⑧ (合計) 10,000	100	/	/	/	⑨=①+② 93.9	改善率= 100%-⑨ 6.1%

⇒ 改善率が基準年度比で5%を超えているため、達成。

4-13. 誓約期間の1年目に誓約が達成され事業効果報告書を提出し、承認通知書をいただいた場合は、2年目以降は事業状況報告書する必要はないのでしょうか。

【答】

誓約の達成・未達成に関わらず、誓約期間（3年間又は5年間）内は事業状況報告書（交付規程様式第14）のご提出は義務となっています。また、誓約が達成された後も引き続き二酸化炭素排出量の削減に努めていただきますようお願い致します。

## **二酸化炭素排出量の削減の取組状況等の確認**

5-1. 資金使途及び工事完了の確認はどのようにすればいいですか。

【答】

金融機関における資金使途及び工事完了の確認方法で確認していただきます。

## **交付決定の取消**

6-1. どのような場合に交付決定が取り消されるのでしょうか。

【答】

交付規程第19条1項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消される場合があります。例えば、交付申請書等に虚偽の記載をした場合等が想定されます。

6-2. 交付規程第19条1項(4)にある「その他利子補給金の交付の決定後生じた事情の変更」に関し、具体例をお教えてください。また、カッコ内の規定に関し、指定金融機関の責めに帰すべき事情による場合はどのような扱いになりますか。

【答】

具体例としては、融資先事業者の倒産により交付対象融資が継続できなくなった場合などが考えられます。また、指定金融機関の責めに帰すべき事情による場合には、第19条1項(1)～(3)のいずれかに該当すると判断し、交付決定の取り消しを行うことが考えられます。

6-3. 交付規程第19条1項(5)の「やむを得ない特段の事情」について具体例をお教えてください。

【答】

具体例としては、天災地変（地震等）などを想定しています。ただし、予見し難い経済情勢の変化（為替、資源価格、景気変動等）によって融資先事業者の事業活動が大きな影響を受けた場合であって、以下の全てを満たす場合は、本事業による事業者又は事業所単位でのCO<sub>2</sub>削減効果、及び設備導入による直接的なCO<sub>2</sub>削減効果が定量的に認められることから、やむを得ない特段の事情に該当すると取り扱うこととします。

- ・原単位誓約が未達成であるが、総排出量誓約は達成していること（逆のケースも同様とする）。
- ・中核設備に係るCO<sub>2</sub>削減量を定量的に示すことができ、かつ、算定方法が妥当であること。

6-4. 交付規程第20条1項にある、誓約内容の未達成割合に応じて利子補給金の返還を行う場合、その返還金額はどのように算出されるのですか。

【答】

提出いただいた事業効果報告書の内容を当協会が審査した上で、誓約したCO<sub>2</sub>排出量削減率（CO<sub>2</sub>排出原単位改善率）から、誓約期間中の最も高いCO<sub>2</sub>排出量削減率（CO<sub>2</sub>排出原単位改善率）を減算して求めた未達成割合に応じて返還金額を算出します。

返還金額 =

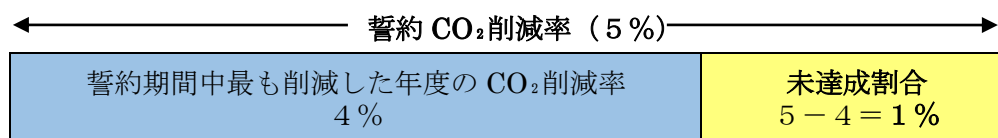
交付済利子補給金額 × (未達成割合 / 誓約 CO<sub>2</sub>排出量削減率 (CO<sub>2</sub>排出原単位改善率))

※ 尚、最終的に国庫へ補助金の返納を行うことから、正式に金額が確定するのは、環境省の承認後となります。

#### 《具体例》

「利子補給金額 10,000,000 円」、「誓約内容 CO<sub>2</sub>排出量 5%削減」の場合

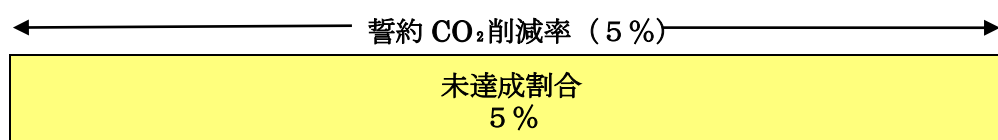
<例1> 二酸化炭素排出量を4%削減した場合



返還金額

10,000,000 円 × (未達成割合 1% / 誓約 CO<sub>2</sub>削減率 5%) = 2,000,000 円  
※ 端数切り捨て

<例2> CO<sub>2</sub>排出量を全く削減できなかった場合



返還金額

10,000,000 円 × (未達成割合 5% / 誓約 CO<sub>2</sub>削減率 5%) = 10,000,000 円  
(全額)

#### その他

7-1. 交付規程第15条の融資条件等変更承認申請書を提出しなければならないときは、どのようなときですか。

【答】

償還期限、据置期間、払込日、償還方法等の融資条件の他、当協会に提出した書類における二酸化炭素排出量の算定の誤り等を修正する場合等においても、変更承認申請書を提出してください。

7-2. 交付規程第21条2項の「指定金融機関は、区分した経理・・・その他の関係書類を誓約に係る期間の終了日から5年を経過するまでの間保管しなければならない。」とはどのようなことですか。

【答】

当協会から発出した交付決定通知書等のほか、融資先事業者から受領した二酸化炭素排出量の算定に関する資料等についても、誓約に係る期間の終了日から5年を経過するまでの間保管してください。

7-3. 交付規程第3条1項(1)クについて、一体性・一貫性の有無はどのように判断すればよいでしょうか。

【答】

本規定を満たすかどうかは、工事の時期、設備投資を行う場所、導入する設備の種類、事業者における設備投資等の計画上の位置づけ等を勘案し、当協会にて総合的に判断することとしています。判断に当たっては、申請案件の内容等に応じて個別に判断していますが、例えば、以下のようなケースでは、一体性・一貫性があると認められる場合があります。判断に迷う場合には、当協会まで個別にご相談ください。

- ・複数の店舗を有する事業者において、同時期に、複数の店舗で、高効率な照明や空調機器に更新するケース。
- ・同一の設備投資等の計画に位置づけられる、省エネタイプの新店舗の建設と既存店舗の設備更新を実施するケース。

7-4. 金銭消費貸借契約前に工事が完了した案件は申請できるのでしょうか。

【答】

できません。

7-5. 方針決定通知後、融資計画書申請時点より利子補給額が減額になる変更（実行日が後日になる、利率低下など）は認められますか。

【答】

変更内容が妥当であれば認められます。ただし、方針決定は融資計画書に基づいて行いますので、交付申請と融資計画書の内容が著しく異なる場合は、交付決定を行わない可能性があります。

また、金銭消費貸借契約の契約日が融資計画書に記載されている予定日より1ヶ月以上遅くなる場合等は、方針決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

7-6. 利子補給期間の金利の固定化が条件とされています。利子補給期間終了後に、融資期間の短縮もしくは金利を変動に変更するなどの融資商品は利用可能でしょうか。この場合金銭消費貸借契約書の利子補給期間中の金利は出来上がり金利で記載されていることを前提としています。

【答】

可能です。

7-7. 過去、協会に造成された環境配慮型融資に係る基金、又は環境省が実施していた類似の利子補給事業により利子補給金を受けており、既に誓約を達成している事業者への融資は対象になりますか。

【答】

誓約を達成している場合は対象になります。

7-8. 一指定金融機関につき、複数の利子補給金の振り込み先口座を指定することはできますか。

【答】

原則として、一指定金融機関一口座になります。なお、当協会ではネットバンキングでお振り込みをいたしますので、ネットバンキングでお振り込みができる口座としてください。

7-9. 金銭消費貸借契約書への貸付利率の記載ですが、例えば 1.5%の融資契約利率で1%が利子補給率になる場合、1%ではなく 1.5%と融資契約利率を記載するかたちでよろしいでしょうか。

【答】

そのとおりです。当協会では金銭消費貸借契約書に記載されている利率を貸付利率とし、利子補給率を計算します。なお、利子補給金については融資先事業者の利息に充当をお願いします。

7-10. 利子補給期間中に、融資先事業者が合併や M&A、会社分割等、事業再編を行った場合はどうなりますか。

【答】

基本的には、融資金の返済義務を負う者に、融資計画書の実施責任等が引き継がれており、その状況を指定金融機関が確認できることが必要となりますが、変更承認申請書（交付規程第 19 条）等の手続きが必要となることが考えられますので、事業再編が行われる可能性が判明した場合には、速やかに当協会にご相談ください。

7-11. 交付規程第 22 条 1 項の「利子補給金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、指定金融機関に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。」について、協会においてどのような場合に調査等が行われるのかお教えてください。

【答】

例えば、会計検査院等の求めがある場合に、融資先事業者から提供を受けた資料等の提出を、指定金融機関に求める場合があります。

7-12. 金銭消費貸借契約書上に、貸付利率を記載する欄がないのですが、どのようにしたらよいでしょうか。

【答】

金銭消費貸借契約書の様式上、貸付利率を記載する欄がない場合（貸付利率の設定方法が、基準金利にスプレッドを加算する形であり、かつ当該スプレッドの記載欄しかない場合など）は、金銭消費貸借契約後、手書きで貸付利率を明記して当協会に提出してください。

7-13. 新規融資に係る指定金融機関への応募を検討しています。この場合、いつまでに応募すればよろしいでしょうか。

【答】

平成 27 年 10 月 30 日（金）17 時必着で申請書の書類をお願いいたします。

なお、継続融資に係る利子補給金の交付申請を行う金融機関については、平成 27 年 6 月末までに継続融資に係る交付申請書を当協会に提出することとしています（交付規程附則第 2 条をご参照）。よって、新規融資及び継続融資の両方とも応募する場合は、応募用紙の「2. 利子補給金の交付申請を行う融資の種類」の新規融資と継続融資の両方に印をしていただくとともに、応募書類の審査に時間がかかる場合がありますので、なるべく 6 月上旬に書類の提出をお願いいたします。また、新規融資を含めて応募するか否かにつき、内部の意思決定に時間を要する場合は、継続融資のみで応募・採択後、新規融資を含めて再度応募することも可能です。

7-14. 新規融資に係る指定金融機関に求められる対応等は困難なことから、新規融資に係る指定金融機関の応募は見送る予定です。この場合、継続案件について、利子補給金の交付を受けるためには、今年度も指定金融機関の申請をする必要がありますでしょうか。

【答】

継続融資をお持ちの金融機関におかれましては、今年度にも指定金融機関の指定を受けていただきますので、改めて指定金融機関に応募していただきます。

なお、継続融資に係る利子補給金の交付申請を行う金融機関については、平成 27 年 6 月末までに継続融資に係る交付申請書を当協会に提出することとしています（交付規程附則第 2 条をご参照）。よって、継続融資のみに応募する場合は、応募用紙の「2. 利子補給金の交付申請を行う融資の種類」の継続融資に印をしていただくとともに、応募書類の審査に時間がかかる場合がありますので、なるべく 6 月上旬に書類の提出をお願いいたします。

7-15. 新規融資については、交付規程第 3 条 1 項（1）力において、平成 29 年 3 月 31 日までに工事が完了することが要件とされていますが、工事が期間を越えた場合はどのようになりましてでしょうか。

【答】

遅延がわかった時点で、当該年度の執行団体が遅延理由のご報告をお願いいたします。なお、工事の遅延は、交付決定の取消事由となる場合がありますのでご注意ください。また、工事の完了時期は本事業に係る交付要件の一つとなっていますので、工事の進捗状況は指定金融機関において必ず確認をしてください。

7-16. 環境格付融資の商品化を検討しています。参考になる資料はありますか。

【答】

環境省総合環境政策局環境経済課において「環境格付融資に取り組むためのナレッジ集」（平成 27 年 3 月）が作成・公表されております。なお、掲載内容に係るご質問等については、環境省総合環境政策局環境経済課にご連絡をお願いいたします。

○環境格付融資に取り組むためのナレッジ集（平成 27 年 3 月）

[http://www.env.go.jp/policy/kinyu/kakuzukeyusi\\_sokusin/mat03\\_1-1-1.pdf](http://www.env.go.jp/policy/kinyu/kakuzukeyusi_sokusin/mat03_1-1-1.pdf)



別紙 1

元金償還を1年据え置いた場合の例

<融資条件>

- ・ 融資金額：1億円
- ・ 1回当たりの元金償還金額：1千万円
- ・ 利子補給率：0.666 %

例1：融資の開始の日が平成27年7月11日で、第1回目の単位期間を平成27年9月10日までとした場合

単位期間の末日	利子補給金の算定期間	元金の償還	利子補給金額	利子補給金額算定式
H27.09.10	H27.07.11~H27.09.10	なし	¥113,128	1億円 × 62日 ÷ 365日 × 0.666 %
H28.03.10	H27.09.11~H28.03.10	なし	¥332,087	1億円 × 182日 ÷ 365日 × 0.666 %
H28.09.10	H28.03.11~H28.09.10	あり (H28.07.11を過ぎたため、元金償還開始)	¥335,736	1億円 × 184日 ÷ 365日 × 0.666 %
H29.03.10	H28.09.11~H29.03.10	あり	¥297,236	9千万円 × 181日 ÷ 365日 × 0.666 %

例2：融資の開始の日が平成27年7月11日で、第1回目の単位期間を平成28年3月10日までとした場合

単位期間の末日	利子補給金の算定期間	元金の償還	利子補給金額	利子補給金額算定式
H28.03.10	H27.07.11~H28.03.10	なし	¥445,216	1億円 × 244日 ÷ 365日 × 0.666 %
H28.09.10	H28.03.11~H28.09.10	あり (H28.07.11を過ぎたため、元金償還開始)	¥335,736	1億円 × 184日 ÷ 365日 × 0.666 %
H29.03.10	H28.09.11~H29.03.10	あり	¥297,236	9千万円 × 181日 ÷ 365日 × 0.666 %

別紙 2

シンジケートローンに参加する他の金融機関等の一覧

金融機関名	融資額内訳	環境配慮型融資の 商品名	商品化を示す 資料	任意	
				環境配慮型融資の実績	商品の詳細
〇〇銀行	〇億円	〇〇環境配慮型融資	パンフレット (別添)	開始：〇年度 直近3カ年の実績： ●年度 ●件、●億円 ▲年度 ▲件、▲億円 ■年度 ■件、■億円	スクリーニングシート (別添) ご参照
△△銀行	△億円	△△環境格付融資	△△銀行 HP (別添)	開始：△年度 実績無し	行内マニュアル (別添) ご参照
□□銀行	□億円	無し	—	—	—

交付規程様式第 2 別紙 1 「設備投資事業計画書」の資金使途欄に係る別添資料（例）

設備の名称	費用	工事地点	着工	完工
××店舗改修事業 （内訳） ヒートポンプ ■■社製 xx-xx △台	1 億円	東京都千代田区 霞が関〇-〇	H26 〇/〇	H27 〇/〇
照明 ■■社製 xx-xx △台 ■■社製 yy-yy ▲台	1 億円			
計	5 億円			

設備の概要等	
ヒートポンプ （中核設備）	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙 4 ご参照。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>低消費電力タイプ（従来型比〇%改善）の照明器具（別添パンフレットご参照）への更新。</li> <li>照度センサー、人感センサーの導入による省エネ化。</li> </ul>

別紙 4

交付規程様式第2別紙1「設備投資事業計画書」に係る中核設備の詳細な仕様等（例）

分類	名称	型式・型番	メーカー名等	台数	新設／増設／更新の種別	燃料種別
ヒートポンプ (中核設備)	省エネ型空冷式ヒートポンプチラー	EA-P5000	A 電機株式会社	ヒートポンプ 5 台、 及び搬送システム一式 (冷温水・冷媒用の 配管、搬送ポンプ等)	更新	電力
	エネルギー使用原単位 (算定根拠)	年間稼働時間／ 年間稼働率	基準となる設備	想定削減率／ エネルギー使用量差	エネルギー種別 CO <sub>2</sub> 排出係数	CO <sub>2</sub> 削減量
	1.80 kW ( 定格容量 9.0 kW× 平均負荷率 20% )	4,400 時間／年	既設ターボ冷凍機	10 %	0.550kgCO <sub>2</sub> ／kWh	2.42 tCO <sub>2</sub> /年

二酸化炭素排出量及び二酸化炭素排出原単位分母（原単位で誓約した場合のみ）の現況及びその算出根拠に係る資料

融資計画書の提出時には基準年度の、事業効果報告書提出時には誓約達成年度の下記資料を提出してください。

<二酸化炭素排出原単位で誓約する場合>

		最新の CO <sub>2</sub> 排出係数を使用する場合 (変動を選択)	基準年度と同じ CO <sub>2</sub> 排出係数を使用する場合 (固定を選択)
省エネ法の特定事業者 又は特定連鎖化事業者 (事業者単位で誓約する 場合) 又は、 省エネ法のエネルギー 管理指定工場(事業所単 位で誓約する場合)	省エネ法の定期報告 書と同じ原単位を使 用する場合(※1)	① 表紙(※2) ② 省エネ法の定期報告書の写し(※3)	① 表紙(※2) ② 省エネ法の定期報告書の写し(※3) ③ CO <sub>2</sub> 排出量の計算表(※6)
	省エネ法の定期報告 書と異なる原単位を 使用する場合	① 表紙 ② 省エネ法の定期報告書の写し ③ 原単位算出分母の算出根拠に係る資料 (※4)	① 表紙(※2) ② 省エネ法の定期報告書の写し(※3) ③ CO <sub>2</sub> 排出量の計算表(※6) ④ 原単位算出分母の算出根拠に係る資料(※4)
上記以外の事業者又は事業所		① 表紙(※2) ② 省エネ法の定期報告書に準ずる資料(※5) ③ CO <sub>2</sub> 排出量の計算表(※6) ④ エネルギー使用量の根拠資料(※7)	

<二酸化炭素排出量で誓約する場合>

	最新の CO <sub>2</sub> 排出係数を使用する場合 (変動を選択)	基準年度と同じ CO <sub>2</sub> 排出係数を使用する場合 (固定を選択)
省エネ法の特定事業者又は特定連鎖化事業者 (事業者単位で誓約する場合) 又は、 省エネ法のエネルギー管理指定工場(事業所単位 で誓約する場合)	① 表紙 (※2) ② 省エネ法の定期報告書の写し (※3)	① 表紙 (※2) ② 省エネ法の定期報告書の写し (※3) ③ CO <sub>2</sub> 排出量の計算表 (※6)
上記以外の事業者又は事業所	① 表紙 (※2) ② 省エネ法の定期報告書に準ずる資料 (※5) ③ CO <sub>2</sub> 排出量の計算表 (※6) ④ エネルギー使用量の根拠資料 (※7)	

※1 省エネ法の定期報告書と同じ原単位を使用する場合とは、省エネ法の定期報告書に記載したエネルギー使用量と密接な関係を持つ値と同じ値を、二酸化炭素排出原単位分母として使用する場合を指します。

※2 表紙には、当該資料が誓約単位の CO<sub>2</sub>排出原単位又は CO<sub>2</sub>排出量に相違がない旨並びに融資先事業者の事業者名及び代表者氏名を記載し、代表者の印を押してください。

※3 省エネ法の定期報告書の写しについては、必ず全ページを添付し、二酸化炭素排出原単位分母(原単位で誓約した場合のみ)及び二酸化炭素排出量の記載箇所がわかるように付箋を付けるなどしてください。

※4 原単位算出分母の算出根拠に係る資料は、原則として法律に基づいて作成した資料とします。(例：売上高の場合は損益計算書など。)

※5 省エネ法の定期報告書に準ずる資料については、以下のツールを利用するなどして作成してください（当協会が作成した書式（指定金融機関に採択後に別途送付）をご利用いただくことも可能です。）。

- ・定期報告書作成支援ツール（省エネ法（工場等に係る措置））について

<http://www.enecho.meti.go.jp/notice/topics/002/>

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という） 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 報告書作成支援ツール

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/tool/>

※6 CO<sub>2</sub>排出量について、エネルギーの種類別のエネルギー使用量及びCO<sub>2</sub>排出係数が分かるよう、一覧表にまとめてください（当協会が作成した書式（指定金融機関に採択後に別途送付）をご利用いただくことも可能です。）。電力については、電力会社別の電力使用量が分かるようにしてください。なお、最新のCO<sub>2</sub>排出係数は環境省のHPの算定方法・排出係数一覧でご確認ください。

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

※7 エネルギー使用量の根拠資料とは、電気・ガス等の請求書等とします（ただし、ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証を取得している融資先事業者であって、誓約の範囲に多数の店舗・支店等を含み、大量の請求書があるため、その原本の収集が困難である等の合理的な理由があると認められる場合に限り、電気・ガス等の請求書に代えて、当該事業者が作成したエネルギー使用量を管理した帳票を提出することができるものとします。なお、原則として、当該環境マネジメントシステムの認証を取得していない事業者は、本取扱いを認めませんが、実質的な環境マネジメントシステムの有無等を当協会が個別に勘案し、例外的に認める場合※iがあります。）。

※i 具体的には、指定金融機関から当協会（誓約達成時は当該年度の執行団体）に「融資先事業者におけるエネルギー使用量の集計に関する文書」（エネルギー使用量の集計手順や集計フロー図等が記載された文書など）が提出され、当協会が融資先事業者に適切なエネルギー使用量集計システムが存在すると認める場合を想定しています。

なお、エネルギー使用量の根拠資料の提出が困難である場合には当協会（誓約達成時は当該年度の執行団体）にご相談ください。例えば、多数の請求書があるなど、添付が困難であると認められる場合には、融資先事業者又は指定金融機関において誓約期間の終了から5年を経過するまでの間、原本又は原本を電子データ（PDF等）化したものを保管し、当協会から求めがあった場合には提出することを条件として交付を決定することがあります。ただし、資料の提出が困難な場合においても、当該資料を基に二酸化炭素排出量を正確に算出しているかを指定金融機関で必ず確認してください。